

No.	改訂概要	地域防災計画の該当ページ	改訂前	改訂後																								
1	<p>避難勧告・避難指示の一本化などの避難情報の見直し（災害対策基本法の改正関係）</p> <p>「避難勧告・避難指示（緊急）」が「避難指示」に一本化され、「避難準備・高齢者等避難開始」が「高齢者等避難」、「災害発生情報」が「緊急安全確保」に変更されたことを反映。</p>	<p>風水害編 2-8-1 ほか</p>	<p>第1 避難の勧告又は指示等</p> <p>1 避難勧告・指示等の発令 本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、危険地域の市民等に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。洪水等、土砂災害、高潮については、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。また、判断に当たっては、上流域の雨量、河川水位の状況、気象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮して総合的かつ迅速に行う。また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。 計画分析班は、本部長（市長）へ避難に関する情報を伝達し、避難勧告・指示等の事務を行う。</p> <p>■避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者 ＜略＞</p> <p>2 避難準備・高齢者等避難開始の伝達 市長（計画分析班）は、避難勧告・指示に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者及び要配慮者等の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達する。</p> <p>■避難の種類及び発令基準の目安</p> <table border="1" data-bbox="685 852 1718 1612"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始</td> <td>・河川の基準水位がはん濫注意水位に達したとき ・高潮注意報が発表されたとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>危険区域の市民が避難すること</td> <td>・河川の基準水位がはん濫危険水位に達したとき ・水位、気象状況により浸水被害が発生するおそれのあるとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に危険が及ぶと認められるとき ・高潮警報が発表されたとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td>危険の切迫性があり緊急的に避難すること まだ避難していない市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を実施</td> <td>・特別警報（大雨、高潮、波浪）が発表されたとき ・河川の基準水位が計画高水位相当に達したとき ・河川がはん濫したとき ・高潮その他の浸水が発生したとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うよう市民への周知徹底を図る。</p>	種類	内容	発令基準	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始	・河川の基準水位がはん濫注意水位に達したとき ・高潮注意報が発表されたとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき	避難勧告	危険区域の市民が避難すること	・河川の基準水位がはん濫危険水位に達したとき ・水位、気象状況により浸水被害が発生するおそれのあるとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に危険が及ぶと認められるとき ・高潮警報が発表されたとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき	避難指示（緊急）	危険の切迫性があり緊急的に避難すること まだ避難していない市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を実施	・特別警報（大雨、高潮、波浪）が発表されたとき ・河川の基準水位が計画高水位相当に達したとき ・河川がはん濫したとき ・高潮その他の浸水が発生したとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき	<p>第1 避難指示等</p> <p>1 避難指示等の発令 本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、危険地域の市民等に対し、速やかに立ち退きの指示を行う。洪水等、土砂災害、高潮については、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。また、判断に当たっては、上流域の雨量、河川水位の状況、気象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮して総合的かつ迅速に行う。また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。 計画分析班は、本部長（市長）へ避難に関する情報を伝達し、避難指示等の事務を行う。</p> <p>■避難指示を発すべき権限のある者 ＜略＞</p> <p>2 高齢者等避難の伝達 市長（計画分析班）は、避難指示に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者及び要配慮者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。</p> <p>■避難の種類及び発令基準の目安</p> <table border="1" data-bbox="1780 852 2813 1843"> <thead> <tr> <th>【警戒レベル】種類</th> <th>内容</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【レベル3】高齢者等避難</td> <td>危険区域に居住する高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者や障害者等、及びその人を支援する者）は避難。 また、高齢者等以外も避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる。</td> <td>・河川の基準水位がはん濫注意水位に達したとき ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」表示となったとき ・高潮警報に切り替える可能性が高い注意報が発表されたとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき</td> </tr> <tr> <td>【レベル4】避難指示</td> <td>危険区域に居住する市民は全員避難。</td> <td>・河川の基準水位がはん濫危険水位に達したとき ・水位、気象状況により浸水被害が発生するおそれのあるとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に危険が及ぶと認められるとき ・高潮警報、高潮特別警報が発表されたとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき</td> </tr> <tr> <td>【レベル5】緊急安全確保</td> <td>災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する。</td> <td>・大雨特別警報が発表されたとき ・河川の基準水位が計画高水位相当に達したとき ・河川がはん濫したとき ・高潮により、浸水が発生したとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難は、立ち退き避難が原則であるが、状況が切迫しており、屋外に避難することが、かえって危険である場合、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、がけや川から離れた2階以上の安全な場所（部屋）へ移動し、安全を確保（屋内安全確保）するよう市民に周知する。</p>	【警戒レベル】種類	内容	発令基準	【レベル3】高齢者等避難	危険区域に居住する高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者や障害者等、及びその人を支援する者）は避難。 また、高齢者等以外も避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる。	・河川の基準水位がはん濫注意水位に達したとき ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」表示となったとき ・高潮警報に切り替える可能性が高い注意報が発表されたとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき	【レベル4】避難指示	危険区域に居住する市民は全員避難。	・河川の基準水位がはん濫危険水位に達したとき ・水位、気象状況により浸水被害が発生するおそれのあるとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に危険が及ぶと認められるとき ・高潮警報、高潮特別警報が発表されたとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき	【レベル5】緊急安全確保	災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する。	・大雨特別警報が発表されたとき ・河川の基準水位が計画高水位相当に達したとき ・河川がはん濫したとき ・高潮により、浸水が発生したとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき
種類	内容	発令基準																										
避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始	・河川の基準水位がはん濫注意水位に達したとき ・高潮注意報が発表されたとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき																										
避難勧告	危険区域の市民が避難すること	・河川の基準水位がはん濫危険水位に達したとき ・水位、気象状況により浸水被害が発生するおそれのあるとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に危険が及ぶと認められるとき ・高潮警報が発表されたとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき																										
避難指示（緊急）	危険の切迫性があり緊急的に避難すること まだ避難していない市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を実施	・特別警報（大雨、高潮、波浪）が発表されたとき ・河川の基準水位が計画高水位相当に達したとき ・河川がはん濫したとき ・高潮その他の浸水が発生したとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき																										
【警戒レベル】種類	内容	発令基準																										
【レベル3】高齢者等避難	危険区域に居住する高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者や障害者等、及びその人を支援する者）は避難。 また、高齢者等以外も避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる。	・河川の基準水位がはん濫注意水位に達したとき ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」表示となったとき ・高潮警報に切り替える可能性が高い注意報が発表されたとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき																										
【レベル4】避難指示	危険区域に居住する市民は全員避難。	・河川の基準水位がはん濫危険水位に達したとき ・水位、気象状況により浸水被害が発生するおそれのあるとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に危険が及ぶと認められるとき ・高潮警報、高潮特別警報が発表されたとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき																										
【レベル5】緊急安全確保	災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する。	・大雨特別警報が発表されたとき ・河川の基準水位が計画高水位相当に達したとき ・河川がはん濫したとき ・高潮により、浸水が発生したとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき																										

No.	改訂概要	地域防災計画の該当ページ	改訂前	改訂後
2	<p>個別避難計画作成の明記（災害対策基本法の改正関係）</p> <p>個別避難計画の作成が努力義務化されたことにより、個別避難計画の作成や個別避難計画情報の利用及び提供等について明記。</p>	<p>風水害編 1-8-2 震災編 1-7-3</p>	<p>&lt;新規&gt;</p>	<p><u>3 個別避難計画の策定</u></p> <p><u>(1) 個別避難計画の作成</u></p> <p><u>ア 作成に係る方針及び体制等</u> 個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者（本人の意思表示が困難な場合はその家族等）、地域支援者、避難支援等関係者及び市で連携して作成する。</p> <p><u>イ 個別避難計画の記載事項</u> 個別避難計画には、名簿情報に加えて次の事項を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 避難支援等を行う地域支援者（複数名）</li> <li>② 災害指定区域の有無（土砂災害警戒区域、浸水区域）</li> <li>③ 避難支援等の方法や避難経路、避難場所</li> <li>④ 避難支援等を行うに当たっての留意点（情報伝達、避難誘導等）</li> <li>⑤ 本人が不在で連絡が取れない時の対応（緊急連絡先等）</li> <li>⑥ その他避難行動要支援者の身体的特性等により必要と考えられる事項</li> </ol> <p><u>ウ 個別避難計画のバックアップ</u> 庁舎の被災等を考慮し、個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。また、個別避難計画情報の提供に際し、地域支援者、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう適切な措置に努める。</p> <p><u>エ 個別避難計画情報の適正管理</u> 国が策定した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。</p> <p><u>(2) 避難支援等関係者への個別避難計画情報の事前提供</u> 個別避難計画は市が保管し、写しを避難行動要支援者、地域支援者、避難支援等関係者で共有する。</p> <p><u>(3) 個別避難計画の更新</u> 避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を考慮し、適宜、個別避難計画を更新する。</p> <p><u>(4) 個別避難計画未作成者の支援体制の整備</u> 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。</p>

No.	改訂概要	地域防災計画の該当ページ	改訂前	改訂後
3	<p>広域避難に係る対応の明記（災害対策基本法改正関係）</p> <p>災害が発生するおそれがある段階での避難者の受入等について明記。</p>	<p>風水害編 2-14-3 震災編 2-13-3</p>	<p><u>6 広域一時滞在</u></p> <p>(1) <u>協議の実施</u> 災害により被災した市民を県内各市町村に避難させる（広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、県内各市町村長に受け入れについて協議する。 適当な受け入れ先が見つからない場合は、知事に助言を求める。 なお、協議を行う場合は、知事に報告する。</p> <p>(2) <u>協議内容の公示及び通知</u> 協議先市町村より受け入れ決定通知を受けたときは、その内容を公示するとともに、支援に係る機関への通知と知事への報告を行う。 また、広域一時滞在を終了する場合も同様とする。</p> <p>(3) <u>県外広域一時滞在</u> 災害により被災した市民を県外に避難させる（県外広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、知事に対して協議を行う。</p> <p>(4) <u>避難者の受け入れ</u> 市長は、受け入れの協議を受けた場合、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、<u>公共施設</u>を提供する。</p>	<p><u>6 広域避難</u></p> <p>(1) <u>県内広域避難</u> 災害発生のおそれがあり、市民を県内各市町村に一定期間滞在させる必要がある場合、本部長は、県内各市町村長に受け入れについて協議する。 適当な受け入れ先が見つからない場合は、知事に助言を求める。 なお、協議を行う場合は、知事に報告する。</p> <p>(2) <u>県外広域避難</u> 災害発生のおそれがあり、市民を県外に一定期間滞在させる必要がある場合、本部長は、知事に対して協議を行う。 なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</p> <p>(3) <u>協議内容の公示及び通知</u> 協議先市町村より受け入れ決定通知を受けたときは、その内容を公示するとともに、支援に係る機関への通知と知事への報告を行う。 また、広域避難を終了する場合も同様とする。</p> <p>(4) <u>避難者の受け入れ</u> 市長は、受け入れの協議を受けた場合、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定緊急避難場所その他の避難場所を提供する（指定避難所を含む。）。 なお、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>(5) <u>広域避難者への支援</u></p> <p>① <u>住宅等の滞在施設の提供</u> 県及び市は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。</p> <p>② <u>被災者への情報提供等</u> 市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。</p> <p><u>7 広域一時滞在</u></p> <p>(1) <u>県内広域一時滞在</u> 災害により被災した市民を県内各市町村に避難させる（広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、県内各市町村長に受け入れについて協議する。 適当な受け入れ先が見つからない場合は、知事に助言を求める。 なお、協議を行う場合は、知事に報告する。</p> <p>(2) <u>県外広域一時滞在</u> 災害により被災した市民を県外に避難させる（県外広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、知事に対して協議を行う。</p> <p>(3) <u>協議内容の公示及び通知</u> 協議先市町村より受け入れ決定通知を受けたときは、その内容を公示するとともに、支援に係る機関への通知と知事への報告を行う。 また、広域一時滞在を終了する場合も同様とする。</p> <p>(4) <u>避難者の受け入れ</u> 市長は、受け入れの協議を受けた場合、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定緊急避難場所その他の避難場所を提供する（指定避難所を含む。）。 なお、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p>

No.	改訂概要	地域防災計画の該当ページ	改訂前	改訂後						
4	<p><b>緊急修理の創設</b> (災害救助法関係の制度改正によるもの)</p> <p>ブルーシートによる応急処置等、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」が新たに創設されたことに伴い、緊急修理の1つとして明記。</p>	<p>風水害編 2-12-10 震災編 2-11-10</p>	<p>2 <u>修理対象住宅の選定</u></p> <p>(1) <u>対象者の基準</u>                      応急修理の実施の対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことのできない状態にあること</li> <li>○ 自らの資力では、住家の修理ができないこと</li> <li>○ 修理により、とりあえずの日常生活を営むことができること</li> </ul> </div> <p>(2) <u>修理対象住宅の選定</u>                      修理対象者の選定は、前項の対象者の中から選定する。                      なお、選定基準は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護法の被保護者並びに要保護者</li> <li>○ 特定の資産のない失業者</li> <li>○ 特定の資産のない寡婦、母子世帯</li> <li>○ 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障害者</li> <li>○ 特定の資産のない勤労者</li> <li>○ 特定の資産のない小企業者</li> <li>○ 上記に準ずる経済的弱者</li> </ul> </div> <p>3 <u>修理の実施</u></p> <p>(1) <u>修理の費用</u>                      応急修理に要する費用は、災害救助法の基準によるものとし、現物給付（原材料費、労務賃等）をもって実施する。</p> <p>(2) <u>修理の期間</u>                      応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。</p>	<p>2 <u>応急修理の種類と対象者</u>                      応急修理の種類と対象者は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">修理の種類</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td> <td>○ 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。</td> </tr> <tr> <td>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td> <td>○ 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>修理の実施</u>                      あらかじめ応急修理の実施要領等を定めるとともに、応急修理を実施する事業者を指定しておく。                      費用の限度額、実施期間等は、災害救助法の基準（災害救助事務取扱要領）による。</p>	修理の種類	対象者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	○ 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	○ 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。
修理の種類	対象者									
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	○ 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。									
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	○ 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。									
5	<p><b>災害ボランティアセンターの経費の国庫負担</b>（災害救助法関係の制度改正によるもの）</p> <p>災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務に係る経費が災害救助法の国庫負担の対象となったため、市が委託するボランティア活動の調整事務に必要な人件費、旅費等を記録し、県に請求することを明記。</p>	<p>風水害編 2-14-11 震災編 2-13-12</p>	<p>1 <u>活動拠点</u>                      福祉救護班は、市社会福祉協議会の協力を得て、ボランティアへの対応を行う。                      福祉救護班は、市社会福祉協議会と協力して、保健福祉センターふれあい館に設置されているボランティアセンターをボランティアの活動拠点として提供し、次のことを行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボランティアの受付・登録</li> <li>○ ボランティア保険への加入手続き</li> <li>○ ボランティア間の交流及び情報交換</li> </ul> </div>	<p>1 <u>活動拠点</u>                      福祉救護班は、市社会福祉協議会の協力を得て、保健福祉センターふれあい館のボランティアセンターに、市災害ボランティアセンターを設置する。                      市災害ボランティアセンターは、次のことを行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害情報の把握</li> <li>○ ボランティアニーズの把握</li> <li>○ 災害ボランティアの募集、受付</li> <li>○ 災害ボランティア活動の情報発信</li> <li>○ センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応</li> <li>○ ボランティア活動保険の加入手続き</li> <li>○ 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理</li> <li>○ 災害ボランティア活動に必要な移動支援</li> <li>○ 君津市災害対策本部との以下の情報共有                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被災情報・避難所等に関する情報</li> <li>② インフラ等の復旧計画・復旧情報</li> <li>③ ボランティアによる支援活動の状況</li> <li>④ その他、災害ボランティア活動に必要な情報</li> </ul> </li> <li>○ 関係機関・団体との連絡・調整・仲介等</li> <li>○ その他、センターの活動に必要な業務</li> </ul> </div> <p>なお、災害救助法が適用された場合は、市が委託するボランティア活動の調整事務に必要な人件費、旅費等を国庫負担の対象経費として記録し、県に請求する。</p>						

No.	改訂概要	地域防災計画の該当ページ	改訂前	改訂後
6	<p>安否不明者の氏名公表による救助活動の効率化・円滑化（千葉県地域防災計画との整合性）</p> <p>要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要な場合、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めることを明記。</p>	<p>風水害編 2-2-12 震災編 2-2-12</p>	<p>&lt;新規&gt;</p>	<p>第3 被害状況の収集・報告 &lt;略&gt; 4 県への報告 &lt;略&gt; <u>(5) 留意すべき事項</u> ① 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこととし、特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。 ② 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。 ③ リ災世帯・リ災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。 ④ 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報を収集する。なお、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することで、安否不明者の速やかな絞り込みに努める。</p>
7	<p>盛土による災害防止に向けた対応の明記（千葉県地域防災計画との整合性）</p> <p>令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うことについて明記。</p>	<p>風水害編 1-2-3</p>	<p>&lt;新規&gt;</p>	<p><u>第6 盛土の崩落を防ぐ安全対策</u> 県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>
8	<p>避難所における食物アレルギーへの配慮（千葉県地域防災計画との整合性）</p> <p>避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努めることを明記。</p>	<p>風水害編 2-8-8 震災編 2-7-6</p>	<p>&lt;新規&gt;</p>	<p><u>(7) 保健衛生対応（被災者の健康管理、食物アレルギー対策等）</u> 被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</p>

No.	改訂概要	地域防災計画の該当ページ	改訂前	改訂後																																				
9	<p>地震被害想定の更新（君津市防災アセスメント調査報告書の反映）</p> <p>令和3年度に実施した防災アセスメント調査を基に、「千葉県北西部直下地震」の予測被害量等を更新。</p>	総則編1-4-1	<p>第1 地震被害想定</p> <p>平成19年度の「千葉県地震被害想定調査報告書」（略称、「県（H19）」という。）及び平成24年度の「君津市防災アセスメント調査報告書」（略称、「市（H24）」という。）、平成26・27年度の「千葉県地震被害想定調査報告書」（略称、「県（H26・27）」という。）によると、本市周辺で想定される大規模地震及び地震発生時に予測される被害は以下のとおりである。</p> <p>■想定地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>君津市直下（相模トラフ）地震</th> <th>東京湾北部地震</th> <th>千葉県東方沖地震</th> <th>三浦半島断層群地震</th> <th>千葉県北西部直下地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モーメントマグニチュード</td> <td>7.9</td> <td>7.3</td> <td>6.8</td> <td>6.9</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>調査主体</td> <td>市（H24）</td> <td>市（H24）</td> <td>県（H19）</td> <td>県（H19）</td> <td>県（H26・27）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）東京湾北部地震は、県（H19）を踏まえて市（H24）で詳細に調査した。</p> <p>これらの想定地震の揺れは、君津市直下地震及び東京湾北部地震、千葉県北西部直下地震で最大震度6強、三浦半島断層群地震で6弱、千葉県東方沖地震では5強と予測されている。また、君津市直下地震では市内の全域が震度6弱以上と予測されている。</p> <p>震度分布は、震源に近いほど揺れが大きくなるが、谷底平野が広がる市の中心部は、いずれの地震においても周囲より震度が大きくなる。</p> <p>建物被害や人的被害は、君津市直下地震が最大で、東京湾北部地震がこれに次いで被害が多く、千葉県東方沖地震による被害は軽微である。</p> <p>ライフラインの被害も君津市直下地震が最大となるが、上水道については東京湾北部地震が最も大きく、復旧に20日以上を要すると予測される。</p> <p>避難者数は、千葉県東方沖地震を除いていずれも約1万人以上となり、君津市直下地震と東京湾北部地震では4万人を超えると予測される。</p> <p>帰宅困難者数は、千葉県東方沖地震を含む全ての地震で1千人以上となり、千葉県北西部直下地震では1万4千人、君津市直下地震及び東京湾北部地震では7千人を超えると予測される。</p> <p>被害の分布は、揺れが大きく、人口が集中する市中心部に多く、次いで砂礫質大地が分布する小糸川及び小櫃川の流域で大きい。また、丘陵や山地の広がるその他の地域では、人口が少ないことなどから比較的被害は少ないと予測される。</p> <p>※資料編 地震被害想定図</p>	想定地震	君津市直下（相模トラフ）地震	東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群地震	千葉県北西部直下地震	モーメントマグニチュード	7.9	7.3	6.8	6.9	7.3	調査主体	市（H24）	市（H24）	県（H19）	県（H19）	県（H26・27）	<p>第1 地震被害想定</p> <p>平成19年度の「千葉県地震被害想定調査報告書」（略称、「県（H19）」という。）、平成24年度の「君津市防災アセスメント調査報告書」（略称、「市（H24）」という。）、平成26・27年度の「千葉県地震被害想定調査報告書」（略称、「県（H26・27）」という。）、令和3年度の「君津市防災アセスメント調査報告書」（略称、「市（R3）」という。）によると、本市周辺で想定される大規模地震及び地震発生時に予測される被害は以下のとおりである。</p> <p>■想定地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>君津市直下地震（相模トラフ）</th> <th>東京湾北部地震</th> <th>千葉県東方沖地震</th> <th>三浦半島断層群地震</th> <th>千葉県北西部直下地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モーメントマグニチュード</td> <td>7.9</td> <td>7.3</td> <td>6.8</td> <td>6.9</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>調査主体</td> <td>市（H24）</td> <td>市（H24）</td> <td>県（H19）</td> <td>県（H19）</td> <td>市（R3）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）東京湾北部地震は、県（H19）を踏まえて市（H24）で、千葉県北西部地震は、県（H26・H27）を踏まえて市（R3）で、それぞれ詳細に調査した。</p> <p>これらの想定地震の揺れは、君津市直下地震及び東京湾北部地震、千葉県北西部直下地震で最大震度6強、三浦半島断層群地震で6弱、千葉県東方沖地震では5強と予測されている。また、君津市直下地震では市内の全域が震度6弱以上と予測されている。</p> <p>震度分布は、震源に近いほど揺れが大きくなるが、谷底平野が広がる市の中心部は、いずれの地震においても周囲より震度が大きくなる。</p> <p>建物被害や人的被害は、君津市直下地震が最大で、東京湾北部地震がこれに次いで被害が多く、千葉県東方沖地震による被害は軽微である。</p> <p>ライフラインの被害も君津市直下地震が最大となるが、上水道については東京湾北部地震が最も大きく、復旧に20日以上を要すると予測される。</p> <p>避難者数は、千葉県東方沖地震を除いていずれも約1万人以上となり、君津市直下地震と東京湾北部地震では4万人を超えると予測される。</p> <p>帰宅困難者数は、千葉県東方沖地震を含む全ての地震で1千人以上となり、千葉県北西部直下地震では約7千人、君津市直下地震及び東京湾北部地震では7千人を超えると予測される。</p> <p>被害の分布は、揺れが大きく、人口が集中する市中心部に多く、次いで砂礫質大地が分布する小糸川及び小櫃川の流域で大きい。また、丘陵や山地の広がるその他の地域では、人口が少ないことなどから比較的被害は少ないと予測される。</p> <p>※資料編 地震被害想定図</p>	想定地震	君津市直下地震（相模トラフ）	東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群地震	千葉県北西部直下地震	モーメントマグニチュード	7.9	7.3	6.8	6.9	7.3	調査主体	市（H24）	市（H24）	県（H19）	県（H19）	市（R3）
想定地震	君津市直下（相模トラフ）地震	東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群地震	千葉県北西部直下地震																																			
モーメントマグニチュード	7.9	7.3	6.8	6.9	7.3																																			
調査主体	市（H24）	市（H24）	県（H19）	県（H19）	県（H26・27）																																			
想定地震	君津市直下地震（相模トラフ）	東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群地震	千葉県北西部直下地震																																			
モーメントマグニチュード	7.9	7.3	6.8	6.9	7.3																																			
調査主体	市（H24）	市（H24）	県（H19）	県（H19）	市（R3）																																			

No.	改訂概要	地域防災計画 の該当ページ	改訂前					改訂後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			<p>■予測被害量一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">被害区分</th> <th>君津市 直下地震</th> <th>東京湾 北部地震</th> <th>千葉県東方沖 地震</th> <th>三浦半島 断層群地震</th> <th>千葉県北西部 直下地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">調査者（調査年次）</td> <td>市(H24)</td> <td>市(H24)</td> <td>県(H19)</td> <td>県(H19)</td> <td>県(H26・27)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">人口（人）</td> <td>89,139</td> <td>89,139</td> <td>90,977</td> <td>90,977</td> <td>89,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建物棟数</td> <td>計</td> <td>51,307</td> <td>51,307</td> <td>40,959</td> <td>40,959</td> <td>41,300</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>42,151</td> <td>42,151</td> <td>28,276</td> <td>28,276</td> <td>33,600</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td>9,156</td> <td>9,156</td> <td>12,683</td> <td>12,683</td> <td>7,700</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上水道導管・配水管延長</td> <td>94km</td> <td>94km</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下水道汚水管・雨水管延長</td> <td>367km</td> <td>367km</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建物全壊棟数 原因別</td> <td>計</td> <td>3,500</td> <td>2,897</td> <td>3</td> <td>255</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>揺れ</td> <td>3,257</td> <td>2,658</td> <td>0</td> <td>229</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>液状化</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>13</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>225</td> <td>225</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災</td> <td>炎上出火件数</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">焼失棟数</td> <td>全壊建物を含む</td> <td>786</td> <td>642</td> <td>0</td> <td>37</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>全壊建物を含まない</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>36</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">ライフライン被害</td> <td rowspan="2">上水道</td> <td>被害箇所数</td> <td>105</td> <td>139</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>断水世帯数（直後）</td> <td>28,504</td> <td>31,479</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">下水道</td> <td>被害箇所数</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>影響世帯数</td> <td>1,729</td> <td>1,544</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市ガス</td> <td>停止件数</td> <td>11,102</td> <td>11,102</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>停止率</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">LPガス</td> <td>消費世帯数</td> <td>21,928</td> <td>21,928</td> <td>21,928</td> <td>21,928</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏えい件数</td> <td>1,340</td> <td>1,727</td> <td>0</td> <td>274</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電力</td> <td>電柱被害本数</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>影響世帯数</td> <td>6,070</td> <td>4,983</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>電話柱被害本数</td> <td>477</td> <td>389</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					被害区分		君津市 直下地震	東京湾 北部地震	千葉県東方沖 地震	三浦半島 断層群地震	千葉県北西部 直下地震	調査者（調査年次）		市(H24)	市(H24)	県(H19)	県(H19)	県(H26・27)	人口（人）		89,139	89,139	90,977	90,977	89,200	建物棟数	計	51,307	51,307	40,959	40,959	41,300	木造	42,151	42,151	28,276	28,276	33,600	非木造	9,156	9,156	12,683	12,683	7,700	上水道導管・配水管延長		94km	94km	-	-	-	下水道汚水管・雨水管延長		367km	367km	-	-	-	建物全壊棟数 原因別	計	3,500	2,897	3	255	1,300	揺れ	3,257	2,658	0	229	1,200	液状化	18	14	2	13	20	急傾斜地崩壊	225	225	1	14	-	火災	炎上出火件数	24	20	0	2	-	焼失棟数	全壊建物を含む	786	642	0	37	90	全壊建物を含まない	-	-	0	36	-	ライフライン被害	上水道	被害箇所数	105	139	-	-	-	断水世帯数（直後）	28,504	31,479	-	-	-	下水道	被害箇所数	16	15	-	-	-	影響世帯数	1,729	1,544	-	-	-	都市ガス	停止件数	11,102	11,102	-	-	-	停止率	100%	100%	-	-	-	LPガス	消費世帯数	21,928	21,928	21,928	21,928	-	漏えい件数	1,340	1,727	0	274	-	電力	電柱被害本数	14	11	-	-	-	影響世帯数	6,070	4,983	-	-	-	電話	電話柱被害本数	477	389	-	-	-	<p>■予測被害量一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">被害区分</th> <th>君津市 直下地震</th> <th>東京湾 北部地震</th> <th>千葉県東方沖 地震</th> <th>三浦半島 断層群地震</th> <th>千葉県北西部 直下地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">調査者（調査年次）</td> <td>市(H24)</td> <td>市(H24)</td> <td>県(H19)</td> <td>県(H19)</td> <td>市(R3)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">人口（人）</td> <td>89,139</td> <td>89,139</td> <td>90,977</td> <td>90,977</td> <td>82,273</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建物棟数</td> <td>計</td> <td>51,307</td> <td>51,307</td> <td>40,959</td> <td>40,959</td> <td>34,518</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>42,151</td> <td>42,151</td> <td>28,276</td> <td>28,276</td> <td>29,019</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td>9,156</td> <td>9,156</td> <td>12,683</td> <td>12,683</td> <td>5,499</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上水道導管・配水管延長</td> <td>94km</td> <td>94km</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下水道汚水管・雨水管延長</td> <td>367km</td> <td>367km</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建物全壊棟数 原因別</td> <td>計</td> <td>3,500</td> <td>2,897</td> <td>3</td> <td>255</td> <td>881</td> </tr> <tr> <td>揺れ</td> <td>3,257</td> <td>2,658</td> <td>0</td> <td>229</td> <td>858</td> </tr> <tr> <td>液状化</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>13</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊等</td> <td>225</td> <td>225</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災</td> <td>炎上出火件数</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">焼失棟数</td> <td>全壊建物を含む</td> <td>786</td> <td>642</td> <td>0</td> <td>37</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>全壊建物を含まない</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>36</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">ライフライン被害</td> <td rowspan="4">上水道</td> <td>被害箇所数</td> <td>105</td> <td>139</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>断水世帯数（直後）</td> <td>28,504</td> <td>31,479</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>断水人口（直後）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>49,683</td> </tr> <tr> <td>断水率（直後）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>61.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道</td> <td>被害箇所数</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>影響世帯数</td> <td>1,729</td> <td>1,544</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>支障人口（直後）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2,602</td> </tr> <tr> <td>支障率（直後）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市ガス</td> <td>停止件数</td> <td>11,102</td> <td>11,102</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>7,949</td> </tr> <tr> <td>停止率</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>46.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">LPガス</td> <td>消費世帯数</td> <td>21,928</td> <td>21,928</td> <td>21,928</td> <td>21,928</td> <td>22,038</td> </tr> <tr> <td>漏えい件数</td> <td>1,340</td> <td>1,727</td> <td>0</td> <td>274</td> <td>2,106</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電力</td> <td>電柱被害本数</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>影響世帯数</td> <td>6,070</td> <td>4,983</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>30,565</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>電話柱被害本数</td> <td>477</td> <td>389</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					被害区分		君津市 直下地震	東京湾 北部地震	千葉県東方沖 地震	三浦半島 断層群地震	千葉県北西部 直下地震	調査者（調査年次）		市(H24)	市(H24)	県(H19)	県(H19)	市(R3)	人口（人）		89,139	89,139	90,977	90,977	82,273	建物棟数	計	51,307	51,307	40,959	40,959	34,518	木造	42,151	42,151	28,276	28,276	29,019	非木造	9,156	9,156	12,683	12,683	5,499	上水道導管・配水管延長		94km	94km	-	-	-	下水道汚水管・雨水管延長		367km	367km	-	-	-	建物全壊棟数 原因別	計	3,500	2,897	3	255	881	揺れ	3,257	2,658	0	229	858	液状化	18	14	2	13	16	急傾斜地崩壊等	225	225	1	14	7	火災	炎上出火件数	24	20	0	2	1	焼失棟数	全壊建物を含む	786	642	0	37	70	全壊建物を含まない	-	-	0	36	-	ライフライン被害	上水道	被害箇所数	105	139	-	-	-	断水世帯数（直後）	28,504	31,479	-	-	-	断水人口（直後）	-	-	-	-	49,683	断水率（直後）	-	-	-	-	61.0%	下水道	被害箇所数	16	15	-	-	-	影響世帯数	1,729	1,544	-	-	-	支障人口（直後）	-	-	-	-	2,602	支障率（直後）	-	-	-	-	3.2%	都市ガス	停止件数	11,102	11,102	-	-	7,949	停止率	100%	100%	-	-	46.4%	LPガス	消費世帯数	21,928	21,928	21,928	21,928	22,038	漏えい件数	1,340	1,727	0	274	2,106	電力	電柱被害本数	14	11	-	-	-	影響世帯数	6,070	4,983	-	-	30,565	電話	電話柱被害本数	477	389	-	-	-
被害区分		君津市 直下地震	東京湾 北部地震	千葉県東方沖 地震	三浦半島 断層群地震	千葉県北西部 直下地震																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
調査者（調査年次）		市(H24)	市(H24)	県(H19)	県(H19)	県(H26・27)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
人口（人）		89,139	89,139	90,977	90,977	89,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
建物棟数	計	51,307	51,307	40,959	40,959	41,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	木造	42,151	42,151	28,276	28,276	33,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	非木造	9,156	9,156	12,683	12,683	7,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
上水道導管・配水管延長		94km	94km	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
下水道汚水管・雨水管延長		367km	367km	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
建物全壊棟数 原因別	計	3,500	2,897	3	255	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	揺れ	3,257	2,658	0	229	1,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	液状化	18	14	2	13	20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	急傾斜地崩壊	225	225	1	14	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
火災	炎上出火件数	24	20	0	2	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	焼失棟数	全壊建物を含む	786	642	0	37	90																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		全壊建物を含まない	-	-	0	36	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ライフライン被害	上水道	被害箇所数	105	139	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		断水世帯数（直後）	28,504	31,479	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	下水道	被害箇所数	16	15	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		影響世帯数	1,729	1,544	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	都市ガス	停止件数	11,102	11,102	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		停止率	100%	100%	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	LPガス	消費世帯数	21,928	21,928	21,928	21,928	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		漏えい件数	1,340	1,727	0	274	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	電力	電柱被害本数	14	11	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		影響世帯数	6,070	4,983	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	電話	電話柱被害本数	477	389	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	被害区分		君津市 直下地震	東京湾 北部地震	千葉県東方沖 地震	三浦半島 断層群地震	千葉県北西部 直下地震																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
調査者（調査年次）		市(H24)	市(H24)	県(H19)	県(H19)	市(R3)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
人口（人）		89,139	89,139	90,977	90,977	82,273																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
建物棟数	計	51,307	51,307	40,959	40,959	34,518																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	木造	42,151	42,151	28,276	28,276	29,019																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	非木造	9,156	9,156	12,683	12,683	5,499																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
上水道導管・配水管延長		94km	94km	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
下水道汚水管・雨水管延長		367km	367km	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
建物全壊棟数 原因別	計	3,500	2,897	3	255	881																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	揺れ	3,257	2,658	0	229	858																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	液状化	18	14	2	13	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	急傾斜地崩壊等	225	225	1	14	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
火災	炎上出火件数	24	20	0	2	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	焼失棟数	全壊建物を含む	786	642	0	37	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		全壊建物を含まない	-	-	0	36	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ライフライン被害	上水道	被害箇所数	105	139	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		断水世帯数（直後）	28,504	31,479	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		断水人口（直後）	-	-	-	-	49,683																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		断水率（直後）	-	-	-	-	61.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	下水道	被害箇所数	16	15	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		影響世帯数	1,729	1,544	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		支障人口（直後）	-	-	-	-	2,602																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	支障率（直後）	-	-	-	-	3.2%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	都市ガス	停止件数	11,102	11,102	-	-	7,949																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		停止率	100%	100%	-	-	46.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	LPガス	消費世帯数	21,928	21,928	21,928	21,928	22,038																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		漏えい件数	1,340	1,727	0	274	2,106																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
電力	電柱被害本数	14	11	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	影響世帯数	6,070	4,983	-	-	30,565																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
電話	電話柱被害本数	477	389	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

No.	改訂概要	地域防災計画 の該当ページ	改訂前							改訂後									
			ライフライン被害	橋梁被害	大規模	111	95	-	-	-	ライフライン被害	橋梁被害	大規模	111	95	-	-	21	
					中規模	141	155	-	-	-			中規模	141	155	-	-	37	
					小規模	42	44	-	-	-			小規模	42	44	-	-	230	
					軽微	0	0	-	-	-			軽微	0	0	-	-	50	
					無被害	0	0	-	-	-			無被害	0	0	-	-	-	
				鉄道被害		43	47	-	-	-	鉄道被害		43	47	-	-	30		
				人的被害	死者	計	192	158	0	5	10	人的被害	死者	計	192	158	0	5	24
						建物被害	176	143	0	3	10			建物被害	176	143	0	3	15
						火災	4	3	0	0	-			火災	4	3	0	0	6
						急傾斜地崩壊	12	12	0	1	-			急傾斜地崩壊等	12	12	0	1	0
			屋内収容物の転倒等			-	-	-	-	-	屋内収容物の転倒等			-	-	-	-	3	
			ブロック塀等の転倒			-	-	0	1	-	ブロック塀等の転倒			-	-	0	1	0	
			屋外落下物			0	0	0	0	-	屋外落下物			0	0	0	0	-	
			計			1,168	1,040	6	359	830	計			1,168	1,040	6	359	549	
			建物被害		981	852	2	301	770	建物被害	981	852	2	301	476				
			火災		9	8	0	2	-	火災	9	8	0	2	3				
			急傾斜地崩壊		149	150	1	12	-	急傾斜地崩壊等	149	150	1	12	0				
			屋内収容物の転倒等		22	23	1	21	50	屋内収容物の転倒等	22	23	1	21	60				
			ブロック塀等の転倒		-	-	3	23	-	ブロック塀等の転倒	-	-	3	23	10				
			屋外落下物		7	7	0	0	-	屋外落下物	7	7	0	0	-				
			計		60	50	2	26	150	計	60	50	2	26	81				
			建物被害		54	44	0	5	140	建物被害	54	44	0	5	64				
			火災		-	-	0	1	-	火災	-	-	0	1	1				
			急傾斜地崩壊		-	-	0	6	-	急傾斜地崩壊等	-	-	0	6	0				
			屋内収容物の転倒等		6	6	0	6	10	屋内収容物の転倒等	6	6	0	6	12				
			ブロック塀等の転倒		-	-	1	9	-	ブロック塀等の転倒	-	-	1	9	4				
			屋外落下物		0	0	0	0	-	屋外落下物	0	0	0	0	-				



No.	改訂概要	地域防災計画 の該当ページ	改訂前					改訂後										
			避難者（人）					避難者（人）										
			避難者（人）	直後	合計	14,744	12,432	18	3,285	-	直後	合計	14,744	12,432	18	3,285	2,914	
					建物	14,744	12,432	18	3,285	-		建物	14,744	12,432	18	3,285	-	
					断水	0	0	0	0	-		断水	0	0	0	0	-	
					エレベータ停止	0	0	0	0	30		エレベータ停止	0	0	0	0	-	
				1日後	合計	42,504	42,800	43	25,406	4,200	1日後	合計	42,504	42,800	43	25,406	2,914	
					建物	14,744	12,432	18	3,285	-		建物	14,744	12,432	18	3,285	-	
					断水	27,718	30,321	0	22,063	-		断水	27,718	30,321	0	22,063	-	
					エレベータ停止	42	42	25	58	-		エレベータ停止	42	42	25	58	-	
				4日後	合計	34,087	37,641	23	9,952	-	4日後	合計	34,087	37,641	23	9,952	5,301	
					建物	14,744	12,432	18	3,285	-		建物	14,744	12,432	18	3,285	-	
					断水	19,343	25,209	0	6,619	-		断水	19,343	25,209	0	6,619	-	
					エレベータ停止	0	0	5	48	-		エレベータ停止	0	0	5	48	-	
			30日後	合計	14,744	12,432	18	3,285	11,400	30日後	合計	14,744	12,432	18	3,285	13,162		
				建物	14,744	12,432	18	3,285	-		建物	14,744	12,432	18	3,285	-		
				断水	0	0	0	0	-		断水	0	0	0	0	-		
				エレベータ停止	0	0	0	0	-		エレベータ停止	0	0	0	0	-		
			帰宅避難者（人）		合計	7,394	7,394	6,943	5,358	14,200	帰宅避難者（人）		合計	7,394	7,394	6,943	5,358	6,985
					県内市町村	5,615	5,615	5,164	3,656	-			県内市町村	5,615	5,615	5,164	3,656	-
					都内	1,453	1,453	1,453	1,453	-			都内	1,453	1,453	1,453	1,453	-
					他県	326	326	326	249	-			他県	326	326	326	249	-
			滞留者（人）		合計	29,674	29,674	-	-	-	滞留者（人）		合計	29,674	29,674	-	-	4,441
			救出者（人）	要救出者	1,906	1,555	-	-	-	-	救出者（人）	要救出者	1,906	1,555	-	-	-	163
				救出対象者	572	467	-	-	-	-		救出対象者	572	467	-	-	-	33
				必要救出所要時間	2,035	1,866	-	-	-	-		必要救出所要時間	2,035	1,866	-	-	-	505
				最短救出所要時間	9	8	-	-	-	-		最短救出所要時間	9	8	-	-	-	3
			応急医療（人）		要転院患者数	71	75	-	-	-	応急医療（人）		要転院患者数	71	75	-	-	46
					医療受給過不足量	-25	-99	-	-	-			医療受給過不足量	-25	-99	-	-	-17
			避難行動要支援者死者数（人）		-	-	0	1	-	-	避難行動要支援者死者数（人）		-	-	0	1	-	
			自力脱出困難者数（人）		-	-	0	51	90	-	自力脱出困難者数（人）		-	-	0	51	163	
			エレベータ閉じ込め台数		-	-	30	103	40	-	エレベータ閉じ込め台数		-	-	30	103	-	
			震災廃棄物発生量（万t）		-	-	0	3	20	-	震災廃棄物発生量（万t）		-	-	0	3	-	
			(注) 小数点以下の数値の端数処理により、内訳の数値の合計値と「合計欄」の数値が一致しない場合がある。 「-」は、情報がないことを示す。					(注) 小数点以下の数値の端数処理により、内訳の数値の合計値と「合計欄」の数値が一致しない場合がある。 「-」は、情報がないことを示す。										

No.	改訂概要	地域防災計画の該当ページ	改訂前	改訂後																																																															
10	<p>津波被害想定 の明記（君津市防災 アセスメント調査報 告書の反映）</p> <p>津波の被害想定に 係る記載が不十分だ ったことから、津波が 発生した際の被害棟 数を明記。</p>	総則編1-4-5	<p>第2 津波浸水想定</p> <p>千葉県は、平成24年4月に千葉県浸水予測図を公表（平成25年3月一部修正）し、君津市付近の沿岸部については、1703年の元禄地震が発生した場合及び平成25年3月から気象庁が運用を開始した津波警報等の発表を想定した浸水深を予測している。</p> <p>■津波警報等のレベルに応じた想定津波の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波予報区</th> <th>想定津波高（注）</th> <th>警報レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">千葉県九十九里・ 外房千葉県内房</td> <td>おおむね1～3m</td> <td>津波警報3m</td> </tr> <tr> <td>おおむね3～5m</td> <td>大津波警報5m</td> </tr> <tr> <td>おおむね5～10m</td> <td>大津波警報10m</td> </tr> <tr> <td>東京湾内湾</td> <td>東京湾口（房総半島南端）で約10m</td> <td>津波警報3m</td> </tr> </tbody> </table> <p>本市の沿岸では、東京湾口で10mの津波が発生した場合（以下、「東京湾口10m」という。）又は、元禄地震規模の津波（以下、「元禄地震」という。）が発生した場合、小糸川や国道16号沿いの水路を津波が遡上すると予測される。</p> <p>さらに、東京湾口10mのケースでは中央岸壁の一部の陸地部分で50cm以下の浸水が予測されるほか、小糸川河口付近の人見地区等で同じく50cm以下の浸水が予測される。なお、防潮施設等の防衛効果が見込まれない場合は、防衛効果が見込まれる場合よりも陸地部分の浸水範囲が広いと予測される。</p>	津波予報区	想定津波高（注）	警報レベル	千葉県九十九里・ 外房千葉県内房	おおむね1～3m	津波警報3m	おおむね3～5m	大津波警報5m	おおむね5～10m	大津波警報10m	東京湾内湾	東京湾口（房総半島南端）で約10m	津波警報3m	<p>第2 津波浸水想定</p> <p>令和3年度の「君津市防災アセスメント調査」によると、本市における津波被害は以下のとおりである。なお、算出にあたっては、千葉県が作成した津波浸水予測図（H23年度）及び津波浸水想定図（H30年度）のデータ等を基に被害量を予測している。</p> <p>■津波による被害棟数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害</th> <th colspan="2">L1 想定</th> <th colspan="2">L2 想定</th> </tr> <tr> <th>木造</th> <th>非木造</th> <th>木造</th> <th>非木造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>0</td> <td>二</td> <td>0</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>0</td> <td>二</td> <td>87</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>123</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>25</td> <td>13</td> <td>90</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>25</td> <td>19</td> <td>300</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td colspan="2">44</td> <td colspan="2">417</td> </tr> </tbody> </table> <p>※L1：最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波。 ※L2：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波。</p>	被害	L1 想定		L2 想定		木造	非木造	木造	非木造	全壊	0	二	0	二	半壊	0	二	87	二	床上浸水	0	6	123	60	床下浸水	25	13	90	57	小計	25	19	300	117	計	44		417												
津波予報区	想定津波高（注）	警報レベル																																																																	
千葉県九十九里・ 外房千葉県内房	おおむね1～3m	津波警報3m																																																																	
	おおむね3～5m	大津波警報5m																																																																	
	おおむね5～10m	大津波警報10m																																																																	
東京湾内湾	東京湾口（房総半島南端）で約10m	津波警報3m																																																																	
被害	L1 想定		L2 想定																																																																
	木造	非木造	木造	非木造																																																															
全壊	0	二	0	二																																																															
半壊	0	二	87	二																																																															
床上浸水	0	6	123	60																																																															
床下浸水	25	13	90	57																																																															
小計	25	19	300	117																																																															
計	44		417																																																																
11	<p>風水害被害想定 の明記（君津市防災 アセスメント調査 報告書）</p> <p>想定最大規模の降 雨による洪水浸水想 定区域及び土砂災害 警戒区域のデータを 基に、風水害発生時 に予測される被害量 を明記。</p>	総則編1-4-6	<p>第3 風水害の想定</p> <p>本市においては、平成19年3月に、現在の河川の整備状況に基づき、小糸川水系（小糸川、派川、江川、郡川、宮下川、馬登川、沢巻川、梨の木沢川、鹿野沢川）と小欄川水系（小欄川、七曲川、御腹川、大森川、大阪川）のはん濫を想定した君津市洪水ハザードマップを公表している。</p> <p>君津市洪水ハザードマップでは、河川がはん濫した場合の浸水の範囲及び深さと、関連流域における土砂災害発生の可能性が高い区域とを想定・表示している。</p> <p>千葉県では平成27年5月に改正された水防法に基づき、近年多発する甚大な浸水被害への対応として、1000年に1度程度の豪雨を想定最大規模とした「洪水浸水想定区域図」を新たに作成し、小糸川の浸水想定区域図を令和2年3月30日、小欄川の浸水想定区域図を令和2年5月28日に公表した。本市では、県の洪水浸水想定区域図を基に、令和2年度中に洪水ハザードマップの更新を予定しており、本計画は、これらの災害想定を前提条件とする。</p> <p>■災害想定のための条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>想定の前提となる降雨量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小糸川水系</td> <td>想定最大規模の降雨（小糸川流域の24時間総雨量660.4mm）</td> </tr> <tr> <td>小欄川水系</td> <td>想定最大規模の降雨（小欄川流域の24時間総雨量630.9mm）</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	想定の前提となる降雨量	小糸川水系	想定最大規模の降雨（小糸川流域の24時間総雨量660.4mm）	小欄川水系	想定最大規模の降雨（小欄川流域の24時間総雨量630.9mm）	<p>第3 風水害の想定</p> <p>1 被害想定</p> <p>令和3年度の「君津市防災アセスメント調査」によると、本市の風水害発生時に予測される被害は以下のとおりである。</p> <p>なお、算出にあたっては、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のデータ等を基に被害量を予測している。</p> <p>■予測被害一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>洪水</th> <th>土砂災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査者（調査年次）</td> <td colspan="2">R3</td> </tr> <tr> <td>人口（人）</td> <td colspan="2">82,273</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">建物棟数</td> <td>計</td> <td>7,432*</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>1,253</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>6,023</td> </tr> <tr> <td>家屋倒壊</td> <td>421</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地</td> <td>二</td> <td>1,173</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>二</td> <td>705</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難者数</td> <td>計</td> <td>19,688</td> </tr> <tr> <td>立退き避難</td> <td>4,057</td> <td>3,019</td> </tr> <tr> <td>垂直避難可</td> <td>15,631</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上水道</td> <td>被害人口数</td> <td>1,242</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>被害人口数</td> <td>6,974</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>影響人口数</td> <td>14,496</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>固定電話</td> <td>影響人口数</td> <td>14,372</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>都市ガス</td> <td>影響人口数</td> <td>6,109</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>LPガス</td> <td>影響人口数</td> <td>4,082</td> <td>二</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	洪水	土砂災害	調査者（調査年次）	R3		人口（人）	82,273		建物棟数	計	7,432*	床下浸水	1,253	床上浸水	6,023	家屋倒壊	421	急傾斜地	二	1,173	土石流	二	705	避難者数	計	19,688	立退き避難	4,057	3,019	垂直避難可	15,631		上水道	被害人口数	1,242	二	下水道	被害人口数	6,974	二	電力	影響人口数	14,496	二	固定電話	影響人口数	14,372	二	都市ガス	影響人口数	6,109	二	LPガス	影響人口数	4,082	二
河川名	想定の前提となる降雨量																																																																		
小糸川水系	想定最大規模の降雨（小糸川流域の24時間総雨量660.4mm）																																																																		
小欄川水系	想定最大規模の降雨（小欄川流域の24時間総雨量630.9mm）																																																																		
被害区分	洪水	土砂災害																																																																	
調査者（調査年次）	R3																																																																		
人口（人）	82,273																																																																		
建物棟数	計	7,432*																																																																	
	床下浸水	1,253																																																																	
	床上浸水	6,023																																																																	
	家屋倒壊	421																																																																	
	急傾斜地	二	1,173																																																																
	土石流	二	705																																																																
避難者数	計	19,688																																																																	
	立退き避難	4,057	3,019																																																																
	垂直避難可	15,631																																																																	
上水道	被害人口数	1,242	二																																																																
下水道	被害人口数	6,974	二																																																																
電力	影響人口数	14,496	二																																																																
固定電話	影響人口数	14,372	二																																																																
都市ガス	影響人口数	6,109	二																																																																
LPガス	影響人口数	4,082	二																																																																

No.	改訂概要	地域防災計画の該当ページ	改訂前	改訂後																																																																																																				
				<p>※1 各項目の和から重複を除いた値である。</p> <p>■洪水浸水想定条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>想定的前提となる降雨量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小糸川水系</td> <td>想定最大規模の降雨（小糸川流域の24時間総雨量 660.4 mm）</td> </tr> <tr> <td>小櫃川水系</td> <td>想定最大規模の降雨（小櫃川流域の24時間総雨量 630.9 mm）</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	想定的前提となる降雨量	小糸川水系	想定最大規模の降雨（小糸川流域の24時間総雨量 660.4 mm）	小櫃川水系	想定最大規模の降雨（小櫃川流域の24時間総雨量 630.9 mm）																																																																																														
河川名	想定的前提となる降雨量																																																																																																							
小糸川水系	想定最大規模の降雨（小糸川流域の24時間総雨量 660.4 mm）																																																																																																							
小櫃川水系	想定最大規模の降雨（小櫃川流域の24時間総雨量 630.9 mm）																																																																																																							
12	<p>備蓄目標の更新（君津市防災アセスメント調査報告書の反映）</p> <p>被害想定等を踏まえ、備蓄目標を更新。</p>	風水害編 1-6-2 震災編 1-4-2	<p>1 備蓄品の整備 危機管理課は、備蓄施設として防災倉庫等を引き続き整備し、緊急用食料、生活必需品及びその他の応急対策用資機材の備蓄量の増加を図る。 また、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、随時入替え・更新を行い、あるいは適宜点検整備を実施するなどして、品質管理及び機能維持に努め、災害時の被災者の救助活動の円滑化を図る。 なお、「平成24年度君津市防災アセスメント調査」によれば、東京湾北部地震が発生した際の避難者数は42,800人と想定されており、千葉県「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」の考え方を参考に、避難者数の3日分を目標として以下の備蓄に努める。</p> <p>■品目ごとの備蓄目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>計算式</th> <th>目標量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料（一般向け）</td> <td><math>4.28 \text{ 万人} \times 70\% \times 2 \text{ 食} \times 3 \text{ 日} \times 0.79</math></td> <td>142,000 食</td> <td>3~69歳人口比79% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td>食料（要配慮者）</td> <td><math>4.28 \text{ 万人} \times 70\% \times 2 \text{ 食} \times 3 \text{ 日} \times 0.21</math></td> <td>37,700 食</td> <td>2歳以下乳児・70歳以上高齢者の人口比21% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td><math>4.28 \text{ 万人} \times 70\% \times 1 \text{ 日} \times 3 \text{ 日}</math></td> <td>89,900 日</td> <td>1日につき500ml ペットボトル2本 避難者の30%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td><math>4.28 \text{ 万人} \times 50\% \times 1 \text{ 枚}</math></td> <td>21,400 枚</td> <td>避難者の50%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td>トイレ</td> <td><math>4.28 \text{ 万人} \div 60 \times 0.954</math></td> <td>680 基</td> <td>簡易トイレを60人につき1基</td> </tr> <tr> <td>生理用品</td> <td><math>4.28 \text{ 万人} \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 0.054</math></td> <td>20,800 枚</td> <td>12~51歳女性の人口比21.4%÷4=5.4%相当 1日につき6枚 避難者の50%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ（乳幼児）</td> <td><math>4.28 \text{ 万人} \times 50\% \times 26 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 0.028</math></td> <td>10,800 枚</td> <td>0~3歳人口比2.8% 1日につき6枚 避難者の50%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ（大人）パンツ</td> <td><math>4.28 \text{ 万人} \times 50\% \times 2 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 0.012</math></td> <td>1,500 枚</td> <td>要介護3以上人口比1.2% パンツ1日につき2枚</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ（大人）尿漏れパット</td> <td><math>4.28 \text{ 万人} \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 0.012</math></td> <td>4,600 枚</td> <td>パット1日につき6枚（セット） 避難者の50%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td colspan="4">〈参考〉</td> </tr> <tr> <td>ブルーシート（防水シート）</td> <td><math>4.28 \text{ 万人} \div 300 \times 50 \text{ 枚}</math></td> <td>7,100 枚</td> <td>1避難所当たり300人 1避難所につき50枚</td> </tr> </tbody> </table>	品目	計算式	目標量	備考	食料（一般向け）	$4.28 \text{ 万人} \times 70\% \times 2 \text{ 食} \times 3 \text{ 日} \times 0.79$	142,000 食	3~69歳人口比79% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定	食料（要配慮者）	$4.28 \text{ 万人} \times 70\% \times 2 \text{ 食} \times 3 \text{ 日} \times 0.21$	37,700 食	2歳以下乳児・70歳以上高齢者の人口比21% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定	飲料水	$4.28 \text{ 万人} \times 70\% \times 1 \text{ 日} \times 3 \text{ 日}$	89,900 日	1日につき500ml ペットボトル2本 避難者の30%は必要分を持ち込む想定	毛布	$4.28 \text{ 万人} \times 50\% \times 1 \text{ 枚}$	21,400 枚	避難者の50%は必要分を持ち込む想定	トイレ	$4.28 \text{ 万人} \div 60 \times 0.954$	680 基	簡易トイレを60人につき1基	生理用品	$4.28 \text{ 万人} \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 0.054$	20,800 枚	12~51歳女性の人口比21.4%÷4=5.4%相当 1日につき6枚 避難者の50%は必要分を持ち込む想定	紙おむつ（乳幼児）	$4.28 \text{ 万人} \times 50\% \times 26 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 0.028$	10,800 枚	0~3歳人口比2.8% 1日につき6枚 避難者の50%は必要分を持ち込む想定	紙おむつ（大人）パンツ	$4.28 \text{ 万人} \times 50\% \times 2 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 0.012$	1,500 枚	要介護3以上人口比1.2% パンツ1日につき2枚	紙おむつ（大人）尿漏れパット	$4.28 \text{ 万人} \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 0.012$	4,600 枚	パット1日につき6枚（セット） 避難者の50%は必要分を持ち込む想定	〈参考〉				ブルーシート（防水シート）	$4.28 \text{ 万人} \div 300 \times 50 \text{ 枚}$	7,100 枚	1避難所当たり300人 1避難所につき50枚	<p>1 備蓄品の整備 危機管理課は、備蓄施設として防災倉庫等を引き続き整備し、緊急用食料、生活必需品及びその他の応急対策用資機材の備蓄量の増加を図る。 また、君津市への影響が大きく、30年以内の発生確率が高い千葉県北西部直下地震が発生した際の避難者数（7日間累計値）等を基準に以下の備蓄に努める。 なお、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、随時入替え・更新を行い、あるいは適宜点検整備を実施するなどして、品質管理及び機能維持に努め、災害時の被災者の救助活動の円滑化を図る。</p> <p>■品目ごとの備蓄目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>計算式</th> <th>目標量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料（一般向け）</td> <td><math>44,265 \text{ 人} \times 70\% \times 3 \text{ 食} \times 0.733</math></td> <td>68,200 食</td> <td>3~69歳人口比73.3% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td>食料（要配慮者）</td> <td><math>44,265 \text{ 人} \times 70\% \times 3 \text{ 食} \times 0.267</math></td> <td>24,900 食</td> <td>2歳以下乳児・70歳以上高齢者の人口比26.7% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td><math>44,265 \text{ 人} \times 70\% \times 3 \text{ 日}</math></td> <td>93,000 日</td> <td>1日につき500ml ペットボトル6本 避難者の30%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td><math>44,265 \text{ 人} \times 50\% \times 1 \text{ 枚}</math></td> <td>22,200 枚</td> <td>避難者の50%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>61 避難所 × 4 基</td> <td>250 基</td> <td>スフィア基準（20人当たり1基かつ男女比1:3（最低4基必要）を満たすように計算。 ※仮設トイレに切り替えることを想定して3日目までの避難者数で計算</td> </tr> <tr> <td>トイレ用消臭袋・凝固剤</td> <td>8,742 人 × 5 回</td> <td>43,800 枚 43,800 個</td> <td>1日5回（避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府）による。） ※仮設トイレに切り替えることを想定して3日目までの避難者数で計算</td> </tr> <tr> <td>生理用品</td> <td><math>44,265 \text{ 人} \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 0.048125</math></td> <td>6,400 枚</td> <td>12~51歳女性の人口比19.25%÷4=4.8125%相当 1日につき6枚 避難者の50%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ（乳幼児）</td> <td><math>44,265 \text{ 人} \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 0.023</math></td> <td>3,100 枚</td> <td>0~3歳人口比2.3% 1日につき6枚 避難者の50%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ（大人）</td> <td><math>44,265 \text{ 人} \times 50\% \times 2 \text{ 枚} \times 0.0209</math></td> <td>1,000 枚</td> <td>要介護3以上人口比2.09% おむつ1日につき2枚</td> </tr> <tr> <td>尿取りパッド（大人）</td> <td><math>44,265 \text{ 人} \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 0.0120.0209</math></td> <td>2,800 枚</td> <td>パッド1日につき6枚（セット） 避難者の50%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td colspan="4">〈参考〉</td> </tr> <tr> <td>ブルーシート（防水シート）</td> <td><math>44,265 \text{ 人} \div 300 \times 50 \text{ 枚}</math></td> <td>7,400 枚</td> <td>1避難所当たり300人 1避難所につき50枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>※目標量は、百の位未満を切り上げて処理（簡易トイレは十の位未満を切り上げ）。 ※備蓄品について、網羅的に記載したものではない。</p>	品目	計算式	目標量	備考	食料（一般向け）	$44,265 \text{ 人} \times 70\% \times 3 \text{ 食} \times 0.733$	68,200 食	3~69歳人口比73.3% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定	食料（要配慮者）	$44,265 \text{ 人} \times 70\% \times 3 \text{ 食} \times 0.267$	24,900 食	2歳以下乳児・70歳以上高齢者の人口比26.7% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定	飲料水	$44,265 \text{ 人} \times 70\% \times 3 \text{ 日}$	93,000 日	1日につき500ml ペットボトル6本 避難者の30%は必要分を持ち込む想定	毛布	$44,265 \text{ 人} \times 50\% \times 1 \text{ 枚}$	22,200 枚	避難者の50%は必要分を持ち込む想定	簡易トイレ	61 避難所 × 4 基	250 基	スフィア基準（20人当たり1基かつ男女比1:3（最低4基必要）を満たすように計算。 ※仮設トイレに切り替えることを想定して3日目までの避難者数で計算	トイレ用消臭袋・凝固剤	8,742 人 × 5 回	43,800 枚 43,800 個	1日5回（避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府）による。） ※仮設トイレに切り替えることを想定して3日目までの避難者数で計算	生理用品	$44,265 \text{ 人} \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 0.048125$	6,400 枚	12~51歳女性の人口比19.25%÷4=4.8125%相当 1日につき6枚 避難者の50%は必要分を持ち込む想定	紙おむつ（乳幼児）	$44,265 \text{ 人} \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 0.023$	3,100 枚	0~3歳人口比2.3% 1日につき6枚 避難者の50%は必要分を持ち込む想定	紙おむつ（大人）	$44,265 \text{ 人} \times 50\% \times 2 \text{ 枚} \times 0.0209$	1,000 枚	要介護3以上人口比2.09% おむつ1日につき2枚	尿取りパッド（大人）	$44,265 \text{ 人} \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 0.0120.0209$	2,800 枚	パッド1日につき6枚（セット） 避難者の50%は必要分を持ち込む想定	〈参考〉				ブルーシート（防水シート）	$44,265 \text{ 人} \div 300 \times 50 \text{ 枚}$	7,400 枚	1避難所当たり300人 1避難所につき50枚
品目	計算式	目標量	備考																																																																																																					
食料（一般向け）	$4.28 \text{ 万人} \times 70\% \times 2 \text{ 食} \times 3 \text{ 日} \times 0.79$	142,000 食	3~69歳人口比79% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定																																																																																																					
食料（要配慮者）	$4.28 \text{ 万人} \times 70\% \times 2 \text{ 食} \times 3 \text{ 日} \times 0.21$	37,700 食	2歳以下乳児・70歳以上高齢者の人口比21% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定																																																																																																					
飲料水	$4.28 \text{ 万人} \times 70\% \times 1 \text{ 日} \times 3 \text{ 日}$	89,900 日	1日につき500ml ペットボトル2本 避難者の30%は必要分を持ち込む想定																																																																																																					
毛布	$4.28 \text{ 万人} \times 50\% \times 1 \text{ 枚}$	21,400 枚	避難者の50%は必要分を持ち込む想定																																																																																																					
トイレ	$4.28 \text{ 万人} \div 60 \times 0.954$	680 基	簡易トイレを60人につき1基																																																																																																					
生理用品	$4.28 \text{ 万人} \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 0.054$	20,800 枚	12~51歳女性の人口比21.4%÷4=5.4%相当 1日につき6枚 避難者の50%は必要分を持ち込む想定																																																																																																					
紙おむつ（乳幼児）	$4.28 \text{ 万人} \times 50\% \times 26 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 0.028$	10,800 枚	0~3歳人口比2.8% 1日につき6枚 避難者の50%は必要分を持ち込む想定																																																																																																					
紙おむつ（大人）パンツ	$4.28 \text{ 万人} \times 50\% \times 2 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 0.012$	1,500 枚	要介護3以上人口比1.2% パンツ1日につき2枚																																																																																																					
紙おむつ（大人）尿漏れパット	$4.28 \text{ 万人} \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 0.012$	4,600 枚	パット1日につき6枚（セット） 避難者の50%は必要分を持ち込む想定																																																																																																					
〈参考〉																																																																																																								
ブルーシート（防水シート）	$4.28 \text{ 万人} \div 300 \times 50 \text{ 枚}$	7,100 枚	1避難所当たり300人 1避難所につき50枚																																																																																																					
品目	計算式	目標量	備考																																																																																																					
食料（一般向け）	$44,265 \text{ 人} \times 70\% \times 3 \text{ 食} \times 0.733$	68,200 食	3~69歳人口比73.3% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定																																																																																																					
食料（要配慮者）	$44,265 \text{ 人} \times 70\% \times 3 \text{ 食} \times 0.267$	24,900 食	2歳以下乳児・70歳以上高齢者の人口比26.7% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定																																																																																																					
飲料水	$44,265 \text{ 人} \times 70\% \times 3 \text{ 日}$	93,000 日	1日につき500ml ペットボトル6本 避難者の30%は必要分を持ち込む想定																																																																																																					
毛布	$44,265 \text{ 人} \times 50\% \times 1 \text{ 枚}$	22,200 枚	避難者の50%は必要分を持ち込む想定																																																																																																					
簡易トイレ	61 避難所 × 4 基	250 基	スフィア基準（20人当たり1基かつ男女比1:3（最低4基必要）を満たすように計算。 ※仮設トイレに切り替えることを想定して3日目までの避難者数で計算																																																																																																					
トイレ用消臭袋・凝固剤	8,742 人 × 5 回	43,800 枚 43,800 個	1日5回（避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府）による。） ※仮設トイレに切り替えることを想定して3日目までの避難者数で計算																																																																																																					
生理用品	$44,265 \text{ 人} \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 0.048125$	6,400 枚	12~51歳女性の人口比19.25%÷4=4.8125%相当 1日につき6枚 避難者の50%は必要分を持ち込む想定																																																																																																					
紙おむつ（乳幼児）	$44,265 \text{ 人} \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 0.023$	3,100 枚	0~3歳人口比2.3% 1日につき6枚 避難者の50%は必要分を持ち込む想定																																																																																																					
紙おむつ（大人）	$44,265 \text{ 人} \times 50\% \times 2 \text{ 枚} \times 0.0209$	1,000 枚	要介護3以上人口比2.09% おむつ1日につき2枚																																																																																																					
尿取りパッド（大人）	$44,265 \text{ 人} \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 0.0120.0209$	2,800 枚	パッド1日につき6枚（セット） 避難者の50%は必要分を持ち込む想定																																																																																																					
〈参考〉																																																																																																								
ブルーシート（防水シート）	$44,265 \text{ 人} \div 300 \times 50 \text{ 枚}$	7,400 枚	1避難所当たり300人 1避難所につき50枚																																																																																																					

No.	改訂概要	地域防災計画の該当ページ	改訂前	改訂後
13	<p>南海トラフ地震に関する情報の発表時の対応について明記</p> <p>気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始したことにより、社会的な混乱が発生することが懸念されるため、その影響等を最小限にとどめることを目的として、南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応を定めた。</p>	震災編付編	<新設>	<p style="text-align: center;"><b>南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>          南海トラフ地震については、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）を中心に対応が定められている。          南海トラフ法は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成等、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とした法律で、推進地域や特別強化地域に指定された場合に行わなければならない対策等を定めたものであるが、本市は、推進地域や特別強化地域には該当しない。          しかし、最大震度5強程度と予想されており、南海トラフ地震に関連する情報の発表により、社会的な混乱が発生することも懸念される。          そこで、社会的混乱及び被害を最小限にとどめることを目的として、南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応を定める。          なお、基本的な対応事項等、地域防災計画本編（地震編）の内容と重複する部分については、省略する。</p> <p><b>■異常な現象を観測した場合の情報発表までのながれ</b></p> <pre>         graph TD             A[観測した異常な現象] --&gt; B[南海トラフの想定震源域 又はその周辺で M6.8 程度以上の地震が発生]             A --&gt; C[南海トラフの想定震源域のプレート境界面で 通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性]             B --&gt; D[気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表]             C --&gt; D             D --&gt; E[有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、 起こった現象を評価]             E --&gt; F1[プレート境界の M8 以上の地震※1]             E --&gt; F2[M7 以上の地震※2]             E --&gt; F3[ゆっくりすべり※3]             E --&gt; F4[左の条件を満たさない場合]             F1 --&gt; G1[南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）]             F2 --&gt; G2[南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）]             F3 --&gt; G3[南海トラフ地震臨時情報 （調査終了）]             F4 --&gt; G3             G1 --&gt; H[評価の結果 発表される情報 （最短約2時間後）]             G2 --&gt; H             G3 --&gt; H             </pre> <p>※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）。</p> <p>※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）。</p> <p>※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間に、プレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）。</p>

No.	改訂概要	地域防災計画の該当ページ	改訂前	改訂後																					
				<p><b>■南海トラフ地震関連情報の種類</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> <th>発表時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">南海トラフ地震 臨時情報</td> <td>調査中</td> <td> <p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合。</p> <p>○監視領域内<sup>※1</sup>でマグニチュード 6.8 以上<sup>※2</sup>の地震<sup>※3</sup>が発生</p> <p>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり<sup>※4</sup>が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p> </td> <td>事象発生後 5～30分程度</td> </tr> <tr> <td>巨大地震注意</td> <td> <p>○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</p> <p>○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p> </td> <td>事象発生後最短2時間程度</td> </tr> <tr> <td>巨大地震警戒</td> <td> <p>○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード<sup>※5</sup>8.0 以上の地震が発生したと評価した場合</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査終了</td> <td> <p>○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震 関連解説情報</td> <td>なし</td> <td> <p>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</p> <p>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</p> </td> <td>随時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。</p> <p>※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。</p> <p>※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。</p> <p>※4 南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では、数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。</p> <p>※5 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。</p>	情報名	キーワード	各キーワードを付記する条件	発表時間	南海トラフ地震 臨時情報	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合。</p> <p>○監視領域内<sup>※1</sup>でマグニチュード 6.8 以上<sup>※2</sup>の地震<sup>※3</sup>が発生</p> <p>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり<sup>※4</sup>が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>	事象発生後 5～30分程度	巨大地震注意	<p>○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</p> <p>○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>	事象発生後最短2時間程度	巨大地震警戒	<p>○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード<sup>※5</sup>8.0 以上の地震が発生したと評価した場合</p>		調査終了	<p>○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>		南海トラフ地震 関連解説情報	なし	<p>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</p> <p>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</p>	随時
情報名	キーワード	各キーワードを付記する条件	発表時間																						
南海トラフ地震 臨時情報	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合。</p> <p>○監視領域内<sup>※1</sup>でマグニチュード 6.8 以上<sup>※2</sup>の地震<sup>※3</sup>が発生</p> <p>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり<sup>※4</sup>が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>	事象発生後 5～30分程度																						
	巨大地震注意	<p>○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</p> <p>○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>	事象発生後最短2時間程度																						
	巨大地震警戒	<p>○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード<sup>※5</sup>8.0 以上の地震が発生したと評価した場合</p>																							
	調査終了	<p>○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>																							
南海トラフ地震 関連解説情報	なし	<p>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</p> <p>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</p>	随時																						

No.	改訂概要	地域防災計画の該当ページ	改訂前	改訂後																											
				<p><b>第2 活動体制の確立</b>  <u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、後発地震に備え、南海トラフ地震臨時情報に応じて次の体制をとる。なお、地震発生後の対応等、記載のない事項については、地域防災計画本編（地震編）に準じる。</u></p> <p><b>1 活動体制</b>  <u>市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは注意配備を、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは第3配備（災害対策本部体制）をとるものとする。</u></p> <p>■南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）</th> <th colspan="2">南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）</th> </tr> <tr> <th>プレート境界における モーメントM8以上の地震</th> <th>監視領域内における モーメントM7以上の地震</th> <th>ゆっくりすべり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生直後※1</td> <td>○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始</td> <td>○今後の情報に注意</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(最短) 2時間程度 ～1週間</td> <td>○日頃からの地震への備えを再確認する等。 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は事前避難（自主避難）。それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて事前避難（自主避難）。 ○地震発生直後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民は事前避難（自主避難）。</td> <td>○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて事前避難（自主避難））。</td> <td>○日頃からの地震への備えを再確認する等。</td> </tr> <tr> <td>～2週間※2</td> <td>○日頃からの地震への備えを再確認する等。</td> <td>○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>すべりが収まったと評価されるまで</td> <td>○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</td> <td></td> <td>○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</td> </tr> <tr> <td>大規模地震発生まで</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ゆっくりすべりの場合の「発生直後」は、検討が必要と認められたときから。                  ※2 「2週間」とは、巨大地震警戒対応機関（1週間）+巨大地震注意対応期間（1週間）</p> <p><b>2 広報活動</b>  <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。</u>  <u>周知に当たっては、テレビ及びラジオ等を活用するほか、防災無線による情報伝達を実施するものとする。この場合において、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。</u></p>	項目	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）		プレート境界における モーメントM8以上の地震	監視領域内における モーメントM7以上の地震	ゆっくりすべり	発生直後※1	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始	○今後の情報に注意		(最短) 2時間程度 ～1週間	○日頃からの地震への備えを再確認する等。 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は事前避難（自主避難）。それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて事前避難（自主避難）。 ○地震発生直後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民は事前避難（自主避難）。	○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて事前避難（自主避難））。	○日頃からの地震への備えを再確認する等。	～2週間※2	○日頃からの地震への備えを再確認する等。	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	大規模地震発生まで			
項目	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）																													
	プレート境界における モーメントM8以上の地震	監視領域内における モーメントM7以上の地震	ゆっくりすべり																												
発生直後※1	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始	○今後の情報に注意																													
(最短) 2時間程度 ～1週間	○日頃からの地震への備えを再確認する等。 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は事前避難（自主避難）。それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて事前避難（自主避難）。 ○地震発生直後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民は事前避難（自主避難）。	○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて事前避難（自主避難））。	○日頃からの地震への備えを再確認する等。																												
～2週間※2	○日頃からの地震への備えを再確認する等。	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。																													
すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。																												
大規模地震発生まで																															

No.	改訂概要	地域防災計画の該当ページ	改訂前				改訂後																																											
14	<p><b>配備基準の見直し</b></p> <p>県の基準に合わせ、特別警報を災害対策本部の設置基準としていたが、市の運用には合わないことから、早期に災害対策本部体制に移行できるよう配備基準の見直しを実施。</p>	風水害編 2-1-1	<p>■配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備時期</th> <th>配備の内容</th> <th>配備職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意体制 注意配備</td> <td>                     1 次のいずれかに該当し、市長が必要と認められたとき                      ①大雨注意報 ②高潮注意報                      ③洪水注意報 ④強風注意報                      ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報                      ⑦竜巻注意情報                      2 その他災害の発生が予想されるとき                 </td> <td>防災気象情報等を監視し、状況に応じて第1配備等へ移行できる体制とする。</td> <td>あらかじめ指名された危機管理課の職員</td> </tr> <tr> <td>警戒体制 第1配備</td> <td>                     1 気象庁において、次のいずれかを発表したとき                      ①大雨警報 ②高潮警報                      ③洪水警報 ④暴風警報                      ⑤大雪警報 ⑥暴風雪警報                      【自動配備】                      2 深夜から明け方に上記の警報の発表が予想され、市長が必要と認められたとき                      3 次のいずれかに該当し、市長が必要と認められたとき                      (1) 本市が台風の暴風域に入ることが見込まれる(暴風域に入る確率が70%以上)とき                      (2) その他災害の発生が予想されるとき                 </td> <td>災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。</td> <td>危機管理課、政策推進課、厚生課、農林整備課、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、消防総務課、予防課、本署、各分署、各行政センター、東部土木事務所</td> </tr> <tr> <td>警戒体制 第2配備</td> <td>                     1 市内に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報又は「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき。                      2 気象警報(波浪を除く。)が発表され、かつ、本市が台風の暴風域に入ることが見込まれる(暴風域に入る確率が70%以上)とき。                      3 深夜から明け方に1又は2の情報の発表が予想され、市長が必要と認められたとき。                      4 局地的な浸水等の被害が発生したとき                      5 その他の状況により必要と認められるとき                 </td> <td>第1配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。</td> <td>上記に掲げる課等に加えて、全連絡員及び各課1名以上の職員。</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制 第3配備</td> <td>                     1 市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき(波浪を除く)。                      ①大雨特別警報 ②暴風特別警報                      ③暴風雪特別警報 ④大雪特別警報                      ⑤高潮特別警報                      2 次のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認められたとき。                      (1) 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき                      (2) 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき                      3 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。(※)                 </td> <td>情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とし、事態の推移に伴い速やかに第4配備に移行し得る体制とする。</td> <td>全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者(おおむね所属職員の3分の1で別に定める。)</td> </tr> </tbody> </table>				配備体制	配備時期	配備の内容	配備職員	注意体制 注意配備	1 次のいずれかに該当し、市長が必要と認められたとき ①大雨注意報 ②高潮注意報 ③洪水注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報 2 その他災害の発生が予想されるとき	防災気象情報等を監視し、状況に応じて第1配備等へ移行できる体制とする。	あらかじめ指名された危機管理課の職員	警戒体制 第1配備	1 気象庁において、次のいずれかを発表したとき ①大雨警報 ②高潮警報 ③洪水警報 ④暴風警報 ⑤大雪警報 ⑥暴風雪警報 【自動配備】 2 深夜から明け方に上記の警報の発表が予想され、市長が必要と認められたとき 3 次のいずれかに該当し、市長が必要と認められたとき (1) 本市が台風の暴風域に入ることが見込まれる(暴風域に入る確率が70%以上)とき (2) その他災害の発生が予想されるとき	災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	危機管理課、政策推進課、厚生課、農林整備課、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、消防総務課、予防課、本署、各分署、各行政センター、東部土木事務所	警戒体制 第2配備	1 市内に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報又は「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき。 2 気象警報(波浪を除く。)が発表され、かつ、本市が台風の暴風域に入ることが見込まれる(暴風域に入る確率が70%以上)とき。 3 深夜から明け方に1又は2の情報の発表が予想され、市長が必要と認められたとき。 4 局地的な浸水等の被害が発生したとき 5 その他の状況により必要と認められるとき	第1配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	上記に掲げる課等に加えて、全連絡員及び各課1名以上の職員。	災害対策本部体制 第3配備	1 市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき(波浪を除く)。 ①大雨特別警報 ②暴風特別警報 ③暴風雪特別警報 ④大雪特別警報 ⑤高潮特別警報 2 次のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認められたとき。 (1) 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき (2) 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき 3 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。(※)	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とし、事態の推移に伴い速やかに第4配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者(おおむね所属職員の3分の1で別に定める。)	<p>■配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備時期</th> <th>配備の内容</th> <th>配備職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意体制 注意配備</td> <td>                     1 次のいずれかに該当し、市長が必要と認められたとき。                      ①大雨注意報 ②高潮注意報                      ③洪水注意報 ④強風注意報                      ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報                      ⑦竜巻注意情報                      2 その他災害の発生が予想されるとき。                 </td> <td>防災気象情報等を監視し、状況に応じて第1配備等へ移行できる体制とする。</td> <td>あらかじめ指名された危機管理課の職員</td> </tr> <tr> <td>警戒体制 第1配備</td> <td>                     1 気象庁において、次のいずれかを発表したとき。                      ①大雨警報 ②高潮警報                      ③洪水警報 ④暴風警報                      ⑤大雪警報 ⑥暴風雪警報                      【自動配備】                      2 深夜から明け方に上記の警報の発表が予想され、市長が必要と認められたとき。                      3 次のいずれかに該当し、市長が必要と認められたとき。                      (1) 本市が台風の暴風域に入ることが見込まれる(暴風域に入る確率が70%以上)とき。                      (2) その他災害の発生が予想されるとき。                 </td> <td>災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。</td> <td>危機管理課、政策推進課、厚生課、農林土木課、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、消防総務課、予防課、本署、各分署、各市民センター、東部土木事務所</td> </tr> <tr> <td>警戒体制 第2配備</td> <td>                     1 市内の大部分において、土砂災害の危険度分布が警戒(赤)表示になったとき。                      2 市内の河川水位が氾濫危険水位に達したとき。                      3 気象警報(波浪を除く。)が発表され、かつ、本市が台風の暴風域に入ることが見込まれる(暴風域に入る確率が70%以上)とき。                      4 深夜から明け方に3の情報の発表が予想され、市長が必要と認められたとき。                      5 局地的な浸水等の被害が発生したとき。                      6 その他の状況により必要と認められるとき。                 </td> <td>第1配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。</td> <td>上記に掲げる課等に加えて、全連絡員及び原則、各課等1名以上の職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制 第3配備</td> <td>                     1 市内に土砂災害警戒情報又は「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき。                      2 市内の河川水位が氾濫危険水位に達したとき。                      3 次のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認められたとき。                      (1) 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。                      (2) 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき。                      4 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。(※)                 </td> <td>情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とし、事態の推移に伴い速やかに第4配備に移行し得る体制とする。</td> <td>全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者(おおむね所属職員の3分の1で別に定める。)</td> </tr> </tbody> </table>				配備体制	配備時期	配備の内容	配備職員	注意体制 注意配備	1 次のいずれかに該当し、市長が必要と認められたとき。 ①大雨注意報 ②高潮注意報 ③洪水注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報 2 その他災害の発生が予想されるとき。	防災気象情報等を監視し、状況に応じて第1配備等へ移行できる体制とする。	あらかじめ指名された危機管理課の職員	警戒体制 第1配備	1 気象庁において、次のいずれかを発表したとき。 ①大雨警報 ②高潮警報 ③洪水警報 ④暴風警報 ⑤大雪警報 ⑥暴風雪警報 【自動配備】 2 深夜から明け方に上記の警報の発表が予想され、市長が必要と認められたとき。 3 次のいずれかに該当し、市長が必要と認められたとき。 (1) 本市が台風の暴風域に入ることが見込まれる(暴風域に入る確率が70%以上)とき。 (2) その他災害の発生が予想されるとき。	災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	危機管理課、政策推進課、厚生課、農林土木課、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、消防総務課、予防課、本署、各分署、各市民センター、東部土木事務所	警戒体制 第2配備	1 市内の大部分において、土砂災害の危険度分布が警戒(赤)表示になったとき。 2 市内の河川水位が氾濫危険水位に達したとき。 3 気象警報(波浪を除く。)が発表され、かつ、本市が台風の暴風域に入ることが見込まれる(暴風域に入る確率が70%以上)とき。 4 深夜から明け方に3の情報の発表が予想され、市長が必要と認められたとき。 5 局地的な浸水等の被害が発生したとき。 6 その他の状況により必要と認められるとき。	第1配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	上記に掲げる課等に加えて、全連絡員及び原則、各課等1名以上の職員	災害対策本部体制 第3配備	1 市内に土砂災害警戒情報又は「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき。 2 市内の河川水位が氾濫危険水位に達したとき。 3 次のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認められたとき。 (1) 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき。 4 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。(※)	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とし、事態の推移に伴い速やかに第4配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者(おおむね所属職員の3分の1で別に定める。)
配備体制	配備時期	配備の内容	配備職員																																															
注意体制 注意配備	1 次のいずれかに該当し、市長が必要と認められたとき ①大雨注意報 ②高潮注意報 ③洪水注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報 2 その他災害の発生が予想されるとき	防災気象情報等を監視し、状況に応じて第1配備等へ移行できる体制とする。	あらかじめ指名された危機管理課の職員																																															
警戒体制 第1配備	1 気象庁において、次のいずれかを発表したとき ①大雨警報 ②高潮警報 ③洪水警報 ④暴風警報 ⑤大雪警報 ⑥暴風雪警報 【自動配備】 2 深夜から明け方に上記の警報の発表が予想され、市長が必要と認められたとき 3 次のいずれかに該当し、市長が必要と認められたとき (1) 本市が台風の暴風域に入ることが見込まれる(暴風域に入る確率が70%以上)とき (2) その他災害の発生が予想されるとき	災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	危機管理課、政策推進課、厚生課、農林整備課、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、消防総務課、予防課、本署、各分署、各行政センター、東部土木事務所																																															
警戒体制 第2配備	1 市内に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報又は「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき。 2 気象警報(波浪を除く。)が発表され、かつ、本市が台風の暴風域に入ることが見込まれる(暴風域に入る確率が70%以上)とき。 3 深夜から明け方に1又は2の情報の発表が予想され、市長が必要と認められたとき。 4 局地的な浸水等の被害が発生したとき 5 その他の状況により必要と認められるとき	第1配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	上記に掲げる課等に加えて、全連絡員及び各課1名以上の職員。																																															
災害対策本部体制 第3配備	1 市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき(波浪を除く)。 ①大雨特別警報 ②暴風特別警報 ③暴風雪特別警報 ④大雪特別警報 ⑤高潮特別警報 2 次のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認められたとき。 (1) 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき (2) 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき 3 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。(※)	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とし、事態の推移に伴い速やかに第4配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者(おおむね所属職員の3分の1で別に定める。)																																															
配備体制	配備時期	配備の内容	配備職員																																															
注意体制 注意配備	1 次のいずれかに該当し、市長が必要と認められたとき。 ①大雨注意報 ②高潮注意報 ③洪水注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報 2 その他災害の発生が予想されるとき。	防災気象情報等を監視し、状況に応じて第1配備等へ移行できる体制とする。	あらかじめ指名された危機管理課の職員																																															
警戒体制 第1配備	1 気象庁において、次のいずれかを発表したとき。 ①大雨警報 ②高潮警報 ③洪水警報 ④暴風警報 ⑤大雪警報 ⑥暴風雪警報 【自動配備】 2 深夜から明け方に上記の警報の発表が予想され、市長が必要と認められたとき。 3 次のいずれかに該当し、市長が必要と認められたとき。 (1) 本市が台風の暴風域に入ることが見込まれる(暴風域に入る確率が70%以上)とき。 (2) その他災害の発生が予想されるとき。	災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	危機管理課、政策推進課、厚生課、農林土木課、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、消防総務課、予防課、本署、各分署、各市民センター、東部土木事務所																																															
警戒体制 第2配備	1 市内の大部分において、土砂災害の危険度分布が警戒(赤)表示になったとき。 2 市内の河川水位が氾濫危険水位に達したとき。 3 気象警報(波浪を除く。)が発表され、かつ、本市が台風の暴風域に入ることが見込まれる(暴風域に入る確率が70%以上)とき。 4 深夜から明け方に3の情報の発表が予想され、市長が必要と認められたとき。 5 局地的な浸水等の被害が発生したとき。 6 その他の状況により必要と認められるとき。	第1配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	上記に掲げる課等に加えて、全連絡員及び原則、各課等1名以上の職員																																															
災害対策本部体制 第3配備	1 市内に土砂災害警戒情報又は「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき。 2 市内の河川水位が氾濫危険水位に達したとき。 3 次のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認められたとき。 (1) 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき。 4 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。(※)	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とし、事態の推移に伴い速やかに第4配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者(おおむね所属職員の3分の1で別に定める。)																																															

No.	改訂概要	地域防災計画の該当ページ	改訂前			改訂後																										
			<p>※本市が暴風域に入るまでに配備するものとする。</p> <p>4 市域の複数箇所被害が発生したとき</p> <p>5 その他、市長が必要と認めたとき</p>			<p>※本市が暴風域に入るまでに配備するものとする。</p> <p>5 市域の複数箇所被害が発生したとき。</p> <p>6 その他、市長が必要と認めたとき。</p>																										
			<p>1 次のいずれかに該当する場合で、本部長が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 広範囲にわたる災害が発生したとき</p> <p>(2) 局地的災害であっても被害が甚大であるとき</p> <p>(3) 大規模の災害発生を免れないと予想されるとき</p> <p>2 その他、市長が必要と認めたとき</p>	<p>第3配備を強化し、数地域についての救助・救護活動を行い、又その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とし、事態の推移に伴い、速やかに第5配備に移行し得る体制とする。</p>	<p>全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者(おおむね所属職員の3分の2で別に定める。)</p>	<p>1 市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき(波浪を除く)。</p> <p>①大雨特別警報 ②暴風特別警報 ③暴風雪特別警報 ④大雪特別警報 ⑤高潮特別警報</p> <p>2 市内の河川水位が計画高水位に達したとき。</p> <p>3 次のいずれかに該当する場合で、本部長が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 広範囲にわたる災害が発生したとき。</p> <p>(2) 局地的災害であっても被害が甚大であるとき。</p> <p>(3) 大規模の災害発生を免れないと予想されるとき。</p> <p>4 その他、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>第3配備を強化し、数地域についての救助・救護活動を行い、又その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とし、事態の推移に伴い、速やかに第5配備に移行し得る体制とする。</p>	<p>全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者(おおむね所属職員の3分の2で別に定める。)</p>																								
			<p>1 市全域に甚大な被害が発生したとき</p> <p>2 局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき</p> <p>3 大規模の災害発生を免れないと予想されるとき</p> <p>4 その他、市長が必要と認めたとき</p>	<p>災害対策本部の総力を挙げて災害応急活動に当たる体制とする。</p>	<p>全 員</p>	<p>1 市全域に甚大な被害が発生したとき。</p> <p>2 局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき。</p> <p>3 大規模の災害発生を免れないと予想されるとき。</p> <p>4 その他、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>災害対策本部の総力を挙げて災害応急活動に当たる体制とする。</p>	<p>全 員</p>																								
15	<p>配備基準の見直し</p> <p>令和5年2月1日から、長周期地震動階級の3以上が予想される地域に、緊急地震速報が発表されるようになったことを受け、長周期地震動階級の3以上が発表された場合の配備基準を追加。</p>	震災編2-1-1	<p>■配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備時期</th> <th>配備の内容</th> <th>配備職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td> <p>1 気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波注意」の津波注意報を発表したとき</p> <p>【自動配備】</p> </td> <td> <p>災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。</p> </td> <td> <p>危機管理課、政策推進課、厚生課、農林整備課、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、教育総務課、消防総務課、予防課、本署、各分署、各行政センター、東部土木事務所</p> </td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td> <p>1 市役所に設置されている震度計が5弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を5弱と発表したとき</p> <p>【自動配備】</p> <p>2 気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波」の津波警報を発表したとき</p> <p>【自動配備】</p> <p>3 上記1において、市域の震度が4以下であっても、大きな被害が生じたと市長が認めたとき</p> </td> <td> <p>第1配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。</p> </td> <td> <p>上記に掲げる課等に加えて、全連絡員及び各課1名以上の職員</p> </td> </tr> </tbody> </table>			配備体制	配備時期	配備の内容	配備職員	警戒体制	<p>1 気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波注意」の津波注意報を発表したとき</p> <p>【自動配備】</p>	<p>災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。</p>	<p>危機管理課、政策推進課、厚生課、農林整備課、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、教育総務課、消防総務課、予防課、本署、各分署、各行政センター、東部土木事務所</p>	警戒体制	<p>1 市役所に設置されている震度計が5弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を5弱と発表したとき</p> <p>【自動配備】</p> <p>2 気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波」の津波警報を発表したとき</p> <p>【自動配備】</p> <p>3 上記1において、市域の震度が4以下であっても、大きな被害が生じたと市長が認めたとき</p>	<p>第1配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。</p>	<p>上記に掲げる課等に加えて、全連絡員及び各課1名以上の職員</p>	<p>■配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備時期</th> <th>配備の内容</th> <th>配備職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td> <p>1 気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波注意報」を発表したとき。</p> <p>【自動配備】</p> </td> <td> <p>災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。</p> </td> <td> <p>危機管理課、政策推進課、厚生課、農林土木課、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、教育総務課、消防総務課、予防課、本署、各分署、各市民センター、東部土木事務所</p> </td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td> <p>1 市役所に設置されている震度計が5弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を5弱と発表したとき。</p> <p>【自動配備】</p> <p>2 気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波警報」を発表したとき。</p> <p>【自動配備】</p> <p>3 市域の震度が4以下であっても、大きな被害が生じたと市長が認めたとき。</p> </td> <td> <p>第1配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。</p> </td> <td> <p>上記に掲げる課等に加えて、全連絡員及び原則、各課等1名以上の職員</p> </td> </tr> </tbody> </table>			配備体制	配備時期	配備の内容	配備職員	警戒体制	<p>1 気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波注意報」を発表したとき。</p> <p>【自動配備】</p>	<p>災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。</p>	<p>危機管理課、政策推進課、厚生課、農林土木課、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、教育総務課、消防総務課、予防課、本署、各分署、各市民センター、東部土木事務所</p>	警戒体制	<p>1 市役所に設置されている震度計が5弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を5弱と発表したとき。</p> <p>【自動配備】</p> <p>2 気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波警報」を発表したとき。</p> <p>【自動配備】</p> <p>3 市域の震度が4以下であっても、大きな被害が生じたと市長が認めたとき。</p>	<p>第1配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。</p>	<p>上記に掲げる課等に加えて、全連絡員及び原則、各課等1名以上の職員</p>
配備体制	配備時期	配備の内容	配備職員																													
警戒体制	<p>1 気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波注意」の津波注意報を発表したとき</p> <p>【自動配備】</p>	<p>災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。</p>	<p>危機管理課、政策推進課、厚生課、農林整備課、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、教育総務課、消防総務課、予防課、本署、各分署、各行政センター、東部土木事務所</p>																													
警戒体制	<p>1 市役所に設置されている震度計が5弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を5弱と発表したとき</p> <p>【自動配備】</p> <p>2 気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波」の津波警報を発表したとき</p> <p>【自動配備】</p> <p>3 上記1において、市域の震度が4以下であっても、大きな被害が生じたと市長が認めたとき</p>	<p>第1配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。</p>	<p>上記に掲げる課等に加えて、全連絡員及び各課1名以上の職員</p>																													
配備体制	配備時期	配備の内容	配備職員																													
警戒体制	<p>1 気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波注意報」を発表したとき。</p> <p>【自動配備】</p>	<p>災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。</p>	<p>危機管理課、政策推進課、厚生課、農林土木課、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、教育総務課、消防総務課、予防課、本署、各分署、各市民センター、東部土木事務所</p>																													
警戒体制	<p>1 市役所に設置されている震度計が5弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を5弱と発表したとき。</p> <p>【自動配備】</p> <p>2 気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波警報」を発表したとき。</p> <p>【自動配備】</p> <p>3 市域の震度が4以下であっても、大きな被害が生じたと市長が認めたとき。</p>	<p>第1配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。</p>	<p>上記に掲げる課等に加えて、全連絡員及び原則、各課等1名以上の職員</p>																													



No.	改訂概要	地域防災計画の該当ページ	改訂前				改訂後					
			配備体制	配備時期	配備の内容	配備職員	配備体制	配備時期	配備の内容	配備職員		
			災害対策本部体制	第3配備	1 市役所に設置されている震度計が5強と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を5強と発表したとき 【自動配備】 2 気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「大津波警報」を発表したとき 【自動配備】 3 地震又は津波により市域に局地的災害が発生したとき、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたととき	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とし、事態の推移に伴い速やかに第4配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者（おおむね所属職員の3分の1で別に定める。）	災害対策本部体制	第3配備	1 市役所に設置されている震度計が5強と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を5強と発表したとき。 【自動配備】 2 気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「大津波警報」を発表したとき。 【自動配備】 3 地震又は津波により市域に局地的災害が発生したとき、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたととき。 <u>4 市内で長周期地震動の階級3が観測されたとき。</u>	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とし、事態の推移に伴い速やかに第4配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者（おおむね所属職員の3分の1で別に定める。）
		第4配備		1 市役所に設置されている震度計が6弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を6弱と発表したとき 【自動配備】 2 地震又は津波により、市域の広範囲にわたり災害が発生したとき、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたととき	第3配備を強化し、数地域についての救助・救護活動を行い、又その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とし、事態の推移に伴い、速やかに第5配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者（おおむね所属職員の3分の2で別に定める。）	第4配備		1 市役所に設置されている震度計が6弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を6弱と発表したとき 【自動配備】 2 地震又は津波により、市域の広範囲にわたり災害が発生したとき、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたととき。 <u>3 市内で長周期地震動の階級4が観測されたとき。</u>	第3配備を強化し、数地域についての救助・救護活動を行い、又その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とし、事態の推移に伴い、速やかに第5配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者（おおむね所属職員の3分の2で別に定める。）	
		第5配備		1 市役所に設置されている震度計が6強以上と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を6強以上と発表したとき 【自動配備】 2 市全域にわたり大規模な災害が発生した場合等で、本部長が必要と認めたととき	災害対策本部の総力を挙げて災害応急活動に当たる体制とする。	全員	第5配備		1 市役所に設置されている震度計が6強以上と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を6強以上と発表したとき。 【自動配備】 2 市全域にわたり大規模な災害が発生した場合等で、本部長が必要と認めたととき。	災害対策本部の総力を挙げて災害応急活動に当たる体制とする。	全員	
16	平時の準備について明記  各班の分担任務について、平時から必要な準備を行い、災害時等において、迅速に対応できるよう努める旨明記。	風水害編 2-1-13 震災編 2-1-13		(4) 本部事務分掌					(4) 本部事務分掌			
				部名	班名	担当課名	分担任務		部名	班名	担当課名	分担任務
				<略>	<略>	<略>	<略>		<略>	<略>	<略>	<略>
				消防部	消防班	<略>	<略>		消防部	消防班	<略>	<略>
				各部・各班共通		各課等			(1)職員の安否、参集状況、参集時の被害状況の報告に関すること (2)所管施設の保全、利用者の安全確保、被害調査・報告等に関すること			
				※この表は、主な分担任務をまとめたものであるため、詳細については、各章・節等に記載する内容を確認すること。また、各章・節等に記載の分担任務については、各部隊等において、平時から必要な準備を行い、災害時等において、迅速に対応できるよう努めること。								